

評価方法基準改正案 新旧対照条文(改正案)

評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)

改正案	現行告示
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 評価の方法の基準(総則)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 既存住宅に係る建設住宅性能評価 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、口及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準(既存住宅)と照合することにより行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>口 日本住宅性能表示基準別表2-1の(イ)項に掲げる「1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」、<u>「1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、</u>「1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)」、「2-2感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)」、「2-3避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)」、「2-4脱出手段(火災時)」、「6-2換気対策(局所換気対策)」、「7-1単純開口率」、「7-2方位別開口比」、「9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)」、「9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)」及び「10-1開口部の侵入防止対策」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等(平面図その他の図面、諸計算書(計算を要する場合に限る。))施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価(日本住宅性能表示基準別表2-1</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 評価の方法の基準(総則)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 既存住宅に係る建設住宅性能評価 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、口及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準(既存住宅)と照合することにより行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>口 日本住宅性能表示基準別表2-1の(イ)項に掲げる「1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」、<u>「1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、</u>「1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)」、「2-2感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)」、「2-3避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)」、「2-4脱出手段(火災時)」、「6-2換気対策(局所換気対策)」、「7-1単純開口率」、「7-2方位別開口比」、「9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)」、「9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)」及び「10-1開口部の侵入防止対策」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等(平面図その他の図面、諸計算書(計算を要する場合に限る。))施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価(日本住宅性能表示基準別表2-1</p>

の(イ)項に掲げる「1 - 1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「1 - 2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1 - 3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「1 - 7 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）」、「2 - 6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）」及び「4 - 2 維持管理対策等級（共用配管）」にあっては、既存住宅（共同住宅及び長屋に限る。）を対象とするものを含む。）又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。

八 日本住宅性能表示基準別表2 - 1の(イ)項に掲げる「1 - 2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1 - 4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 7 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）」、「2 - 6 耐火等級（延焼のおそれのある

の(イ)項に掲げる「1 - 1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「1 - 2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1 - 3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「1 - 7 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「2 - 6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外)）」及び「4 - 2 維持管理対策等級（共用配管）」にあっては、既存住宅（共同住宅及び長屋に限る。）を対象とするものを含む。）又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。

八 日本住宅性能表示基準別表2 - 1の(イ)項に掲げる「1 - 2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1 - 4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1 - 7 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(外壁開口部)）」、「2 - 6 耐火等級（延焼のおそれの

部分(開口部以外)」、 「 2 - 7 耐火等級 (界壁及び界床)」、 「 4 - 1 維持管理対策等級 (専用配管)」、 「 4 - 2 維持管理対策等級 (共用配管)」、 「 4 - 3 更新対策 (共用排水管)」及び「 4 - 4 更新対策 (住戸専用部)」については、評価対象建築物の図書等 (建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。) に記載された内容を評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準 (既存住宅) と照合することを要さない。

二 (略)

(2) ~ (6) (略)

第 5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)

1 構造の安定に関すること

1 - 1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)

(1) ~ (3) (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、口の規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視又は計測 (仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。) により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

ある部分(外壁開口部以外)」、 「 2 - 7 耐火等級 (界壁及び界床)」、 「 4 - 1 維持管理対策等級 (専用配管)」、 「 4 - 2 維持管理対策等級 (共用配管)」、 「 4 - 3 更新対策 (共用排水管)」及び「 4 - 4 更新対策 (住戸専用部)」については、評価対象建築物の図書等 (建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。) に記載された内容を評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準 (既存住宅) と照合することを要さない。

二 (略)

(2) ~ (6) (略)

第 5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)

1 構造の安定に関すること

1 - 1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)

(1) ~ (3) (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、口の規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視又は計測 (仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。) により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

次の a 又は b に掲げる基準に適合していること。

- a 木造（枠組壁工法、木質プレハブ工法及び丸太組工法を除く。以下において同じ。）の評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造の構造部分にあたっては、平成 18 年国土交通省告示第 184 号（以下において「告示」という。）別添第 1 第 1 号並びに（3）口の 及び （等級 1 への適合判定にあつては ）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合すること。
- b 木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあつては告示別添第 1 第 2 号に適合し、かつ、(3)口の 及び 又はこの 及び （壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物及びプレストレストコンクリート造の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「 I_s が 0.6 に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、 q が 1.0 に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。

次の a 又は b に掲げる基準に適合していること。

- a 木造（枠組壁工法、木質プレハブ工法及び丸太組工法を除く。以下において同じ。）の評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造の構造部分にあつては、平成 7 年建設省告示第 2089 号（以下において「告示」という。）第 1 第 1 号(二を除く。)並びに（3）口の 及び （等級 1 への適合判定にあつては ）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合すること。
- b 木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあつては告示第 1 第 2 号に適合し、かつ、(3)口の 及び 又はこの 及び （壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物及びプレストレストコンクリート造の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「 I_s が 0.6 に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、 q が 1.0 に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。

(略)

□ (略)

1 - 2 ~ 1 - 7 (略)

2 火災時の安全に関すること

2 - 1 ~ 2 - 2 (略)

2 - 3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅のうち、共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除き、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)にあっては、評価住宅に限る。)について適用する。

(2)~(4) (略)

2 - 4・2 - 5 (略)

2 - 6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅(評価住宅に限る。)について適用する。

(2)~(4) (略)

2 - 7 (略)

3 劣化の軽減に関すること

3 - 1 劣化対策等級(構造躯体等)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

(略)

□ (略)

1 - 2 ~ 1 - 7 (略)

2 火災時の安全に関すること

2 - 1 ~ 2 - 2 (略)

2 - 3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅のうち、共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)について適用する。

(2)~(4) (略)

2 - 4・2 - 5 (略)

2 - 6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2)~(4) (略)

2 - 7 (略)

3 劣化の軽減に関すること

3 - 1 劣化対策等級(構造躯体等)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする事ができる。

イ 木造

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の（ ）から（ ）までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

（ ） 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ロ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成3年農林水産省告示第701号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする事ができる。

イ 木造

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の（ ）から（ ）までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

（ ） 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ロ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱、若しくは構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和63年農林水産省告示第1443号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成3年農林水産省告示第701号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合

林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル、日本工業規格 A 5908 に規定するパーティクルボードのうち P タイプ又は日本工業規格 A 5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティブファイバーボード（以下、「MDF」という。）の P タイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若し

くは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

()・() (略)

b～h (略)

・ (略)

ロ～二 (略)

4・5 (略)

6 空気環境に関すること

6 - 1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

、 (略)

「内装」とは、令第 20 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する内装をいう。

「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これら

板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル、日本工業規格 A 5908 に規定するパーティクルボードのうち P タイプ又は日本工業規格 A 5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティブファイバーボード（以下、「MDF」という。）の P タイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等

が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

()・() (略)

b～h (略)

・ (略)

ロ～二 (略)

4・5 (略)

6 空気環境に関すること

6 - 1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

、 (略)

「内装」とは、令第 20 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する内装をいう。

「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これら

に類する住宅の部分をいう。

□ (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ (略)

□ ホルムアルデヒド発散等級
等級3

居室の内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等の下地材等のそれぞれに用いられる特定建材が、令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第一種建築材料」という。)又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第二種建築材料」という。)若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第三種建築材料」という。)に該当しないもの(令第20条の7第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料、第二種建築材料及び第三種建築材料を含む。)であること。

等級2

居室の内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等の下地材等のそれぞれに用いられる特定建材が、第一種建築材料又は第二種建築材料に該当しないもの(令第20条の7第3項又は第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料及び第二種建築材料を含む。)であること。

6 - 2 換気対策

(1)、(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 居室の換気対策
機械換気設備

評価対象住戸の居室が、令第20条の8第1項に適合するものであること。

(略)

に類する住宅の部分をいう。

□ (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ (略)

□ ホルムアルデヒド発散等級
等級3

居室の内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等の下地材等のそれぞれに用いられる特定建材が、令第20条の5第1項第3号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第一種建築材料」という。)又は同項第4号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第二種建築材料」という。)若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下単に「第三種建築材料」という。)に該当しないもの(令第20条の5第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料、第二種建築材料及び第三種建築材料を含む。)であること。

等級2

居室の内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等の下地材等のそれぞれに用いられる特定建材が、第一種建築材料又は第二種建築材料に該当しないもの(令第20条の5第3項又は第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料及び第二種建築材料を含む。)であること。

6 - 2 換気対策

(1)、(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 居室の換気対策
機械換気設備

評価対象住戸の居室が、令第20条の6第1項に適合するものであること。

(略)

□ (略)
(4) (略)

6 - 3 ~ 6 - 5 (略)

7 ~ 11 (略)

別記

第1号様式 - 1、第1号様式 - 2 (略)

[記入要領]

1 ~ 5 (略)

6 . 「評価者氏名」欄には、登録住宅性能評価機関における評価の場合にあっては評価を行った評価員の氏名、それ以外の場合にあっては評価を行った者の氏名を記載してください。

7 ~ 13 (略)

第2号様式 - 1、第2号様式 - 2 (略)

[記入要領]

1 ~ 8 (略)

9 . 「検査者氏名」欄には、登録住宅性能評価機関における評価の場合にあっては検査を行った評価員の氏名、それ以外の場合にあっては検査を行った者の氏名を記載してください。

10 ~ 18 (略)

□ (略)
(4) (略)

6 - 3 ~ 6 - 5 (略)

7 ~ 11 (略)

別記

第1号様式 - 1、第1号様式 - 2 (略)

[記入要領]

1 ~ 5 (略)

6 . 「評価者氏名」欄には、指定住宅性能評価機関における評価の場合にあっては評価を行った評価員の氏名、それ以外の場合にあっては評価を行った者の氏名を記載してください。

7 ~ 13 (略)

第2号様式 - 1、第2号様式 - 2 (略)

[記入要領]

1 ~ 8 (略)

9 . 「検査者氏名」欄には、指定住宅性能評価機関における評価の場合にあっては検査を行った評価員の氏名、それ以外の場合にあっては検査を行った者の氏名を記載してください。

10 ~ 18 (略)